○一般財団法人千葉県環境財団財務規程

（契約条項抜粋）

第９章　契約

（契約書の作成）

第45条　理事長は、契約をしようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項についてはこの限りでない。

(1)　契約の目的

(2)　契約金額

(3)　履行期限

(4)　契約保証金

(5)　履行の場所

(6)　契約代金の支払又は受領の時期及び方法

(7)　監督及び検査

(8)　履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅滞利息、違約金その他の損害金

(9)　危険負担

(10)　かし担保責任

(11)　契約に関する紛争の解決方法

(12)　その他必要な事項

（契約書の省略）

第46条　理事長は、次の各号の一に該当する場合は契約書の作成を省略することができる。

(1)　契約金額が100万円を超えない契約を締結するとき。

(2)　物品売払の場合において、買受人が直ちに代金を納付してその物品を引き取るとき。

(3)　国又は公法人若しくは公益法人と随意契約をする場合において、理事長が契約書を作成する必要がないと認めたとき。

２　前項第１号又は第３号の規定により、契約書の作成を省略した場合においては、

請書を徴さなければならない。ただし、契約の内容においてその必要がないと認められるときは、その限りでない。

(契約保証金)

第47条　理事長は、契約の相手方をして契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めさせなければならない。

２　理事長は、前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(1)　第49条の規定により、入札に参加する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去２年間に県内において国、地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められたとき。

(2)　物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。

(3)　随意契約を締結する場合において、契約金額が100万円を超えないとき。

３　契約保証金は・国債証券・地方債証券、その他確実と認められる担保の提供をもってこれに代えることができる。

４　前項に規定する担保の評価は、国債証券及び地方債証券はその額面金額により、その他のものは時価の10分の８以内をもって行うものとする。

(契約保証金の還付)

第48条　契約保証金は、特約した場合を除き、契約者が債務の履行を完了したときにこれを還付する。

(検収検査)

第49条　たな卸資産及び固定資産の購入、修繕等については、理事長の指定する職員が検収し、検収調書(別記第７号様式)を作成し、理事長の決裁を受けなければならない。ただし、契約金額が100万円を超えないものについては、請求書又はこれに代るべき書類に検収済の旨を附記して検収調書の作成を省略することができる。

２　工事の検査については、理事長の指定した職員が検査し、検査調書(別記第８号様式)検査復命書(別記第９号様式)を作成し、理事長の決裁を受けなければならない。

３　前２項本文の規定は、物件の一部納入又は工事の一部検査の場合に準用する。

(代価の支払)

第50条　すべての代価の支払は、前条に規定する調書に基づかなければならない。

(完納又は完済前の代価支払)

第51条　契約により、工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分に対し、その完済前又は完納前に代価の一部を支払う必要がある場合における当該支払金額は、工事又は製造についてはその既済部分の代価の10分の９、物件の購入についてはその既納部分の代価を超えることができない。

２　前項の規定は、工事若しくは製造の又は物件の購入契約以外の契約により代価の一部の支払をする場合に準用する。

(契約の締結)

第52条　売買、賃借、請負その他の契約は、指名競争入札、随意契約の方法により締結するものとする。

２　理事長は必要と認めるときは、一般競争入札の方法により契約を締結するものとし、その実施に必要となる事項はその都度定めるものとする。

(指名競争入札参加者の指名)

第 53 条　第 52 条第 1 項の規定による指名競争入札の参加者の指名は、千葉県における「建設工事等入札参加業者資格」又は「物品等入札参加資格」を有する者とする。ただし、競争入札に付そうとする業務等と同様の業務等について、契約実績を有する者はこの限りではない。

２　理事長は、指名競争入札により契約を締結しようとするときは、やむを得ない場合を除き４人以上の入札者を指名しなければならない。

３　前項の規定により、入札者を指名したときは、次の各号に定める事項を入札者に通知しなければならない。

(1)　入札に付する事項

(2)　入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(3)　契約条項を示す場所

(4)　入札及び開札の日時並びに場所

(5)　入札保証金に関する事項

(6)　その他必要と認める事項

(入札保証金)

第54条　理事長は、入札に参加しようとする者に対しては、見積金額の100分の５以上の入札保証金を納めさせなければならない。

２　理事長は、前項の規定にかかわらず、入札に参加する資格を有する者で過去２年間に県内において、国、地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回

にわたって契約し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときは、入札保証金を免除することができる。

３　第47条第３項及び第４項の規定は、前項の入札保証金の納付について準用する。

４　落札者の入札保証金は、契約保証金の一部に充当するものとする。

（入札保証金の還付）

第55条　理事長は、契約保証金の一部に充当する場合を除き、入札保証金を開札後直ちに還付しなければならない。

（入札の方法）

第56条　入札しようとする者は、入札書に所定事項を記入し、記名押印のうえ所定の日時及び場所に出頭し、入札に参加しなければならない。

（入札の無効）

第57条　理事長は、次の各号の一に該当する場合は、当該入札者の入札は無効としなければならない。

(1)　入札資格のない者のした入札

(2)　代理権を証明する文書のない者のした入札

(3)　入札保証金が所定の額に達しない者の入札

(4)　同一人が同一事項の入札について、２通以上の入札書を投入したとき。

(5)　入札書に記載した事項が不明のとき又は入札書に記名押印のないもの

(6)　前各号に掲げる場合のほか、入札に必要な条件を具備しないとき。

（予定価額及び最低制限価額）

第58条　理事長は、入札に付する事項の価額を仕様書、設計書等により予定し、その予定価額を記載した書面を封書して開札の際これを開札場所に置かなければならない。

２　理事長は、工事又は製造の請負契約を締結しようとする場合に最低制限価額を設けることができる。この場合において、前項の書面に合わせて記載しなければならない。

３　前項の最低制限価額は、予定価額の３分の２を下ることができない。

４　予定価額に対する最低制限価額の割合は、入札前に公表しなければならない。

（予定価額の決定方法）

第59条　予定価額は、競争入札に係る契約価額の総額について定めなければならな

い。

２　前項の予定価額は、契約の目的となる物件又は役務について取引の実例価額、需要の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して、適正に定めなければならない。

(開札及び再度入札)

第60条　理事長は、開札をするときは、入札の場所において入札の終了後直ちに入札者を立ち合わせてこれを行う。この場合において、入札者が立ち合わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせなければならない。

２　入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回することができない。

３　第１項の規定により、開札した場合において次条第１項の規定による落札者がないときは、直ちに再度の入札をすることができる。

(落札)

第61条　理事長は、次の各号の一に該当する者を落札者としなければならない。

(1)　工事の請負、買入又は賃借等対価を支払う契約の場合においては、予定価額以内であって最低制限価額を上回る最低価額をもって申込みをした者

(2)　物品の売払又は賃貸等対価を受け入れる契約の場合においては、予定価額以上であって最高価額をもって申込みをした者

(同価入札の処理)

第62条　理事長は、落札となるべき価額の入札をした者が２人以上あるときは、直ちにくじで落札者を決定しなければならない。

２　前項の場合において、当該入札者のうち出席しないものがあるときは、入札事務に直接関係のない職員をしてこれに引かせなげればならない。

(落札の通知)

第63条　理事長は、落札者が決定したときは、口頭又は書面をもって当該落札者に通知するものとする。

(随意契約によることができる場合)

第64条　理事長は、次の各号に該当する場合は、随意契約をすることができる。

(1)　売買、貸借、請負その他の契約でその予定価額(貸借の契約にあっては予定貸借料の年額又は総額)が100万円を超えないものをするとき。

(2)　不動産の買入れ又は借入れ、物品の製造、修理、加工、その他の契約でその性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。

(3)　緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

(4)　競争入札に付することが不利と認められるとき。

(5)　時価に比して著しく有利な価額で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(6)　競争入札に付し入札者がないとき又は再度の入札に付し落札者がないとき。

(7)　落札者が契約を締結しないとき。

２　前項第６号の規定により契約をする場合は、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価額その他の条件を変更することはできない。

３　第１項第７号の規定により契約をする場合は、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた条件を変更することができない。

４　前２項の場合においては、予定価額又は落札金額を分割して計算することができるときに限り当該価額又は金額の制限内で数人に分割して契約を締結することができる。

(見積書)

第65条　理事長は、随意契約により契約を締結しようとするときは、３人以上の者から見積書を徴さなければたらない。ただし、郵便切手、郵便葉書その他法令等によって価額の定められている物品を購入するとき又は契約の目的、性質により相手方が特定される等見積書を徴しがたいとき及び理事長が特に認めるものについてはこの限りでない。

(履行期限の特例)

第66条　契約の相手方は、天災事変その他やむを得ない事由によって契約の履行期限まで又は履行期間内に義務を履行することができないときは、その事由を明らかにして、期限又は期間の延長を願い出ることができる。

(違約金の率)

第67条　契約の履行期限又は履行期間の延長を承認した場合において、契約の相手方の責に帰すべき事由があるときは、履行期限又は履行期間の最終日の翌日から履行した日までの日数につき契約金額に年8.25%で計算して得た額(当該金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。)を違約金として徴収する。この場合において、分割して履行しても支障のない契約については、当該履行期限まで

又は履行期間内に履行しなかった部分についてのみ違約金を徴収することができる。

（違約金の期間計算）

第68条　前条の違約金の計算については、検査に要した日数は算入しない。工事の請負契約又は物件の購入契約に係る検査の結果不合格となった場合における手直し、補強又は引換えのためにする指定日数についてもまた同様とする。

（かし担保責任）

第69条　理事長は、契約の相手方から工事完了により引渡しを受けた工事部分に対して、かくれたかしがある場合においては、引渡し後１年間その工事について契約の相手方に担保の責任を負わせるものとする。ただし、その期間は契約をもって短縮することができる。